

附属書二―E ぶどう酒製品の輸出の促進

第一編 欧州連合

第A節 第二・二十五条1(a)及び2(a)に規定する欧州連合の法令

第二・二十五条1(a)及び2(a)に規定する欧州連合において承認される製品の定義及び醸造法並びに欧州連合において適用される制限については、次に掲げる法令に定める。

二十十三年十二月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（E U）第一三〇八・二〇一三号（農産品についての市場の共通体系について定め、並びに閣僚理事会規則（E E C）第九二二・七二号、閣僚理事会規則（E E C）第二三四・七九号、閣僚理事会規則（E C）第一〇三七・二〇〇一号及び閣僚理事会規則（E C）第一二三四・二〇〇七号を廃止するもの）（二十十三年十二月二十日の欧州連合の官報（O J L 三四七）六百七十一ページ）。特に、同欧州議会及び閣僚理事会の規則第七十五条、第七十八条、第八十条、第八十一条、第八十三条及び第九十一条並びに附属書VII第二編並びに附属書VIII第一編及び第二編の規定に基づくぶどう酒分野の生産に関する規則。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対

象となる産品に係る場合に限る。

二千九年七月十日の欧州委員会規則（E C）第六〇六・二〇〇九号（ぶどう産品の分類、醸造法及び適用される制限に関する閣僚理事会規則（E C）第四七九・二〇〇八号の実施のための細則を定めるもの）（二千九年七月二十四日の欧州連合の官報（O J L 一九三）一ページ）。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に係る場合に限る。

第B節 第二・二十五条2(b)に規定する第一段階の醸造法

第二・二十五条2(b)に規定する第一段階の欧州連合における醸造法は、次に掲げるものから成る。

アルギン酸カルシウム

カラメル

L(+)酒石酸

リゾチーム

微結晶セルロース

オークチップ

パーライト

アルギン酸カリウム

ピロ亜硫酸カリウム \parallel 亜硫酸水素カリウム

ばれいしよたんぱく質

酵母たんぱく質抽出物

第C節 第二・二十六条2に規定する第二段階の醸造法

第二・二十六条2に規定する第二段階の欧州連合における醸造法は、次に掲げるものから成る。

亜硫酸水素アンモニウム

炭酸カルシウム及びL(+)酒石酸とL(-)リンゴ酸とのカルシウム複塩

コウジカビ属由来のキチングルカン

二炭酸ジメチル (DMDC)

メタ酒石酸

中性酒石酸カリウム

中性酒石酸（DL）カリウム

ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体（PVI/PVP）

第D節 第二・二十七条2に規定する第三段階の醸造法

第二・二十七条2に規定する第三段階の欧州連合における醸造法は、次に掲げるものから成る。

アルゴン

フィチン酸カルシウム

酒石酸カルシウム

硫酸銅

カオリン（ケイ酸アルミニウム）

マロラクテイツク発酵助剤

重炭酸カリウムⅡ炭酸水素カリウムⅡ酸性炭酸カリウム

カゼインカリウム

フェロシアン化カリウム

第二編 日本国

第A節 第二・二十五条1(a)及び2(a)に規定する日本国の法令

第二・二十五条1(a)及び2(a)に規定する日本国において承認される産品の定義及び醸造法並びに日本国において適用される制限は、次に掲げる法令において定める。

酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項、第三条第十三号並びに第四十三條第二項及び第九項。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に係る場合に限る。

酒税法施行令（昭和三十七年政令第九十七号）第七条第一項、第二項及び第四項並びに第五十条第十五項。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に係る場合に限る。

酒税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十六号）第十三条第八項第二号及び第三号。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に係る場合に限る。

酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（平成十一年国税庁通達）第二編第三条（共通事項）第三項、第五項、第七項及び第十五項並びに（果実酒及び甘味果実酒の定義）第一項から第四項まで、第六項、第七項、第九項及び第十一項並びに第八編第一章第八十六条の六第三項第六号。ただし、これらの規定が第

二章第C節の規定の適用対象となる産品に係る場合に限る。

酒類の保存のため物品を混和することができる酒類の品目等を定める等の件（平成九年国税庁告示第五号）。ただし、同告示が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に係る場合に限る。

「酒類保存のため酒類に混和することができる物品」の取扱いについて（平成九年国税庁通達）。ただし、この通達が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に係る場合に限る。

果実酒等の製法品質表示基準を定める件（平成二十七年国税庁告示第十八号）第一項第三号及び別表。ただし、これらの規定が第二章第C節の規定の適用対象となる産品に係る場合に限る。

第B節 第二・二十五条1(b)に規定する第一段階の醸造法

第二・二十五条1(b)に規定する第一段階の日本国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

(a) 補糖

しよ糖、ぶどう糖及び果糖（以下「糖類」という。）による補糖は、適用することができる。ただし、補糖のために使用される糖類の重量（注1）が当初のぶどうの搾汁に含有される糖類の重量を超える場合は、この限りでない。（注2）

注1 補糖のために使用される糖類の重量は、転化糖として次のとおり表示する。

$$\text{轉化糖の重量} = \text{ぶどう糖の重量} + \text{果糖の重量} + \text{シロ糖の重量} \times 1.05$$

注2 第二章第C節の規定の適用上、欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第一三〇八・二〇一三号附属書VIII第一編C第七項に規定するところにより、同一の産品に対して補糖及び補酸の両方を適用してはならない。

(b) 補酸及び除酸

補酸又は除酸は、適用することができる。ただし、補酸又は除酸が食品添加物に関する食品規格委員会^{3.3}の一般的な基準3.(a)に適合していない場合は、この限りでない。（注）

注 第二章第C節の規定の適用上、欧州議会及び閣僚理事会の規則（EU）第一三〇八・二〇一三号附属書VIII第一編C第七項に規定するところにより、同一の産品に対して補酸及び除酸の両方を適用してはならない。

(c) ぶどう品種

いずれの品種（ヴィティス・ヴィニフェラ種と異なる種を含む。）のぶどうも日本ワインを生産するために使用することができる。ただし、これらのぶどうが日本国において収穫される場合に限る。

(d) アルコール分、総酸及び揮発酸の限度

アルコール分の下限は、実アルコール分で一パーセント（容量）とする。アルコール分の上限は、実アルコール分で十五パーセント（容量）未満とする。ただし、補糖なしで生産された日本ワインについては、アルコール分の上限は、実アルコール分で二十パーセント（容量）未満とすることができる。総酸及び揮発酸については、限度を課さないものとする。

(e) 仕上げの工程

(i) ブランデー（注1）、甘味料（糖類又は日本国において収穫されたぶどうの搾汁若しくは濃縮搾汁の形態のもの）又は日本ワインについては、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、当該発酵後の日本ワインについては、容器を替えることなく直接運送するための容器において発酵させた場合に限る。加えられた糖類の重量（注2）は、当該ブランデー、甘味料又は日本ワインを加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えてはならない。

注1 第二章第C節の規定に基づく仕上げの工程で使用されるブランデーは、ぶどう（ぶどうかす及びぶどうの濃縮搾汁を含む。）から製造されるものとし、また、欧州委員会規則（EC）第六〇六・二〇〇九号附属書IAにおいて承認されている物質のみを含有する。

注² 加えられた糖類の重量は、転化糖として次のとおり表示する。

$$\text{転化糖の重量} = \text{ぶどう糖の重量} + \text{果糖の重量} + \text{シロ糖の重量} \times 1.05$$

(ii) 甘味料（日本国において収穫されたぶどうの搾汁又は濃縮搾汁の形態のもの）については、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、加えられた甘味料（ぶどうの搾汁又は濃縮搾汁の形態のもの）の糖類の重量が、当該甘味料を加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えない場合に限る。

(iii) 甘味料（糖類の形態のもの）については、発酵後の日本ワインに加えることができる。ただし、加えられた糖類の重量（注）が当該糖類を加えた後の日本ワインの総重量の十パーセントを超えない場合に限る。

注 加えられた糖類の重量は、転化糖として次のとおり表示する。

$$\text{転化糖の重量} = \text{ぶどう糖の重量} + \text{果糖の重量} + \text{シロ糖の重量} \times 1.05$$

第C節 第二・二十六条1に規定する第二段階の醸造法

第二・二十六条1に規定する第二段階の日本国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

柿タンニン

微小繊維状セルロース

フィチン酸

L-アスコルビン酸ナトリウム

カゼインナトリウム

第D節 第二・二十七条1に規定する第三段階の醸造法

第二・二十七条1に規定する第三段階の日本国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

酸性リン酸カルシウム（リン酸二水素カルシウム）

酸性リン酸カリウム（リン酸水素二カリウム及びリン酸二水素カリウム）

活性白土

寒天

アンモニア

リン酸アンモニウム（リン酸二水素アンモニウム）

塩化カルシウム

カラギナン

コラーゲン

エリソルビン酸

塩化マグネシウム

硫酸マグネシウム

リン酸

炭酸カリウム

アルギン酸ナトリウム

炭酸水素ナトリウム

炭酸ナトリウム

塩化ナトリウム（食塩）

エリソルビン酸ナトリウム

小麦粉